

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本法人は幾多のガバナンス改革を経て、私立学校法に基づき、その寄附行為に理事会を最終的な権限と責任を担う意志決定機関であることを明確化し、理事長が本法人を代表し、その業務を総理することを規定している。事業の中期的な計画については2020年度事業計画の諮問と同時に諮り、更に年度ごとに修正追加を諮問する形式を取っている。</p> <p>また、「Centennial SIT Action」として、100周年を迎える2027年に、アジア工科系大学のトップ10に入るという目標を設定しており、そのための重点項目について、常に数値データ（KPI:Key Performance Indicator）を持って行程を管理し、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクル展開による目標達成に臨んでいる。100周年には真のスーパーグローバル大学たることを目指して、「常に前進する文化の醸成」をモットーに教員と職員と学生が協働で前進している。</p> <p>これらの取組により、遵守原則1-1の遵守を実現している。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本学が進めるCentennial SIT Actionに掲げる目指すべき大学像は、次の（1）理工学教育日本一、（2）知と地の創造拠点、（3）グローバル理工学教育モデル校、（4）ダイバーシティ推進先進校、（5）教職協働トップランナーの5項目である。これら行動計画に数値目標としてのKPI (Key Performance Indicator) を設定し、年に3回開催する教学責任者による会議体で工程管理を行っている。</p> <p>（1）理工学教育日本一では、「理工学教育日本一」を目指し、「学生に何を教えたか」ではなく、大学教育によって「学生が何を学んだか」を大切にする教育への転換を進めている。そのため「学生が何を学んだか」、学修成果(Learning Outcomes)をいかに測定するかが重要だと考え、修得すべき能力には、専門分野の知識だけでなく汎用力(Generic Skill)も含んでいる。そこで本学では、評価指標としてのルーブリックの整備や、汎用力測定のためのツール（PROG: Progress Report of Generic Skills）の導入、そして学生の学修過程と成果を記録するポートフォリオの導入を教職協働で進めている。学生の主体的学びを促すためのアクティブラーニングを全学的に導入している。</p> <p>これらの取組により、遵守原則2-1の遵守を実現している。</p>

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本学が進めるCentennial SIT Actionに掲げる目指すべき大学像の(2) 知と地の創造拠点では、大学の重要な使命に研究があり、教育と研究はまさに両輪であり、研究の活性化が教育の高度化につながると考えている。特に理工系大学では、最先端研究の場で人材育成することが求められている。</p> <p>本学では、世界レベルの研究拠点の形成を目指し、重点研究分野の選定と、拠点に参加する教員チームの編成、さらに国際共同研究も推奨している。</p> <p>また、地域の自治体や中小企業との連携、共同研究も重要視している。研究活動は大学の活力の源泉であり、研究を通じた人材育成を進めるとともに、イノベーション創出による社会貢献を重ね、本学の価値・競争力を向上させることを企図している。社会連携として地域の自治体や、中小企業との連携と共同研究を重視し、KPIの目標値にも受託・共同研究参加学生数を掲げている。これらの取組により、遵守原則2-2の遵守を実現している。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 3 - 1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>監事は少なくとも1名の常勤とする3名体制とし、監事会議を設け機能強化を図っている。監事は全ての理事会及び評議員会に出席し、決算監査、内部監査立ち会い、資金運用のチェック等、私立学校法に定める職務を遂行している。毎会計年度には法令で定める監査報告を行うほか、重要案件について理事会・評議員会にて意見陳述を行い、併せて財務状況及び法人の業務執行に関する意見書を提出し、理事会に対する牽制・チェック機能を果たしている。監事はまた、内部質保証を担う学部長・研究科長会議など大学の諸会議に出席し、研究科長や学部長へのヒアリングを行うなどして、教学面に対する監査・点検も実施している。2020年4月改正私立学校法は、監事の職務に新たに理事業務執行状況監査、理事会招集請求権・招集権、及び評議員会招集権の付与、理事の法令違反行為等の差止めを加え、本法人監事会議は既にこれらの職務に対応できる体制となっている。</p> <p>これらの取組により、遵守原則3-1の遵守を実現している。</p>

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>ユニバーシティガバナンスの必要性、また内部統制を評価するため理事長の統括の下に監査室を設置している。業務執行ラインから独立した理事長直轄の組織である監査室が監査を行うことで公正性、客観性を担保している。</p> <p>監査室では、内部監査及び公益通報等に関する業務を扱っており、監査は、本法人における運営諸活動の遂行状況を適法性及び効率性の観点、公正かつ独立の立場で検討・評価し、さらに、その検討・評価結果に対する改善及び合理化のための助言・提案等を通じて、本法人の社会的信頼性の保持と健全な運営を確保することを目的としている。</p> <p>監査室では、監査終了後速やかに、監査の結果及びこれに対する意見を記載した監査報告書を作成し、理事長に報告している。また、年度ごとに当該年度における監査室の監査全般に関する報告書を作成し、理事長に報告している。</p> <p>これらの取組により、遵守原則3-2の遵守を実現している。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本法人では、学校法人芝浦工業大学情報公表等規程を制定し、学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する社会的説明責任を果たすために、本法人が所有する情報の公表等について必要な事項を定めている。本法人では、学校教育法施行規則第172条の2第1項等に基づき、(1)本法人の概要、(2)財務・経営情報、(3)大学の教育研究活動等に関する情報、(4) 外部からの評価に関する情報、(5)コンプライアンスに関する情報、(6)その他の情報、の情報について、時宜に応じた適切な方法を用いて広く社会に公表している。</p> <p>法人の広報活動としては、企画広報課の部署を置き、国内外グローバル広報のさらなる強化、研究広報の充実、Webサイト・SNSを活用した芝浦ファンの獲得を目指し、必要な実績を積むことはもちろん、それらをタイムリーに発信し、社会的、世界的な評価、評判を得られるようなグローバルな広報活動を展開している。</p> <p>これらの取組により、遵守原則3-3の遵守を実現している。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本法人は幾多のガバナンス改革を経て、私立学校法に基づき、その寄附行為に理事会を最終的な権限と責任を担う意志決定機関であることを明確化し、理事長が本法人を代表し、その業務を総理することを規定している。評議員会を諮問機関に改め、卒業生や学識経験者といった学外評議員構成比を高め、社会からの視点を強化している。さらに、理事会を最高意志決定機関とし、理事や評議員について推薦をもとに選任する方式としている。またそれまで教職員選挙によっていた大学の学長選考を選考委員会方式に改め、更に副学長や学部長・研究科長の選任を学長推薦によるものとした。こうしたことにより本法人は、経営の安定性、施策の継続性が担保され、理事長、理事会と学長との連帯感も強まり学長付託型大学運営を実現するとともに、学長のリーダーシップのもと教育研究に係る一貫した意志決定ラインを形成し、大学改革を迅速かつ適切に展開する環境を整えることができている。</p> <p>これらの取組により、遵守原則4-1の遵守を実現している。</p>

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>盤石な財務基盤の確立のため、中長期計画における財務目標として「私学事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分でA3以上の維持」を掲げており、本法人は2015年度以降、毎年A3以上を達成している。</p> <p>また、更なる盤石な財政基盤とするため、全学的経費削減運動及び新寄付金制度（返礼品制度）導入による寄付の促進、競争的資金等の外部財源の獲得、新規収益事業の検討等を図っている。</p> <p>一方、大規模な地震、風水害等の偶発的リスクの発生にあたり、重要な資産（特に人命）を守るとともに、本来の事業を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針、体制、手順を示した計画としてSIT事業継続計画（BCP）を策定している。この事業継続計画では、学校法人を取り巻くリスクの中で、発生した場合に教育・研究活動の継続に甚大な影響を与える「大規模な地震」、「大規模な風水害」、及び「重篤な感染症（食中毒を含む）」を対象とし、これらの災害等が発生した場合の「対応体制と初動対応」、減災のための「事前対策の実施計画」、事業継続のための「復旧・復興計画」を骨子として構成している。</p> <p>これらの取組により、遵守原則4-2の遵守を実現している。</p>